別表第七国内における代表者の氏名及び国内の住所の変更の項添付書類の欄中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　国内における代表者の婚姻前の氏名を当該国内における代表者の氏名に併せて届出書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該国内における代表者の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

別表第十役員の変更の項添付書類の欄第二号中ハを二とし、ロの次に次のように加える。

ハ　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

別紙様式第一号第4面の表の次に記載上の注意として次のように加える。

（記載上の注意）

婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

別紙様式第一号第4―2面の表の次に記載上の注意として次のように加える。

（記載上の注意）

婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

別紙様式第二号第4面の表の次に記載上の注意として次のように加える。

（記載上の注意）

婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

別紙様式第二号第4―2面の表の次に記載上の注意として次のように加える。

（記載上の注意）

婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

別紙様式第十五号第4面の表の次に記載上の注意として次のように加える。

（記載上の注意）

婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

別紙様式第十五号第4―2面の表の次に記載上の注意として次のように加える。

（記載上の注意）

婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

別紙様式第十六号第4面の表記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　役員が法人である場合は、名称を記載すること。

2　婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

別紙様式第十六号第4―2面の表の次に記載上の注意として次のように加える。

（記載上の注意）

婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

別紙様式第十七号第4面の表記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　役員が法人である場合は、名称を記載すること。

2　婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

別紙様式第十七号第4―2面の表の次に記載上の注意として次のように加える。

（記載上の注意）

婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

別紙様式第十七号第7面の表の次に記載上の注意として次のように加える。

（記載上の注意）

婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

別紙様式第十八号第4面の表記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　役員が法人である場合は、名称を記載すること。

2　婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

別紙様式第十八号第7面の表の次に記載上の注意として次のように加える。

（記載上の注意）

婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

別紙様式第十九号第2面の表記載上の注意3(3)中「合わせて」を「併せて」に改め、同記載上の注意3に次のように加える。

(4)　婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「3．氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

別紙様式第十九号第3面の表記載上の注意に次のように加える。

3　婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名」欄に（　）書きで併せて記載することができる。

（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令の一部改正）

第十七条　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（平成十八年内閣府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号中二を ホ とし、ハを二とし、同号ロ中「又は重要な使用人が法」を「及び重要な使用人が法」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　役員及び重要な使用人の婚姻前の氏名を当該役員及び重要な使用人の氏名に併せて別紙様式第一号により作成した変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書類が当該役員及び重要な使用人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第十五条第一項第四号を次のように改める。

四　会計参与を選任する場合又は会計参与に変更があった場合　新たに会計参与となった者に係る次に掲げる書類

イ　会計参与が新資産流動化法第七十一条第一項に該当する旨を証する書面又はその写し

ロ　別紙様式第三号により作成した会計参与の履歴書

ハ　会計参与の住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書（会計参与が外国人である場合は、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書）又はこれらに代わる書面（会計参与が法人であるときは別紙様式第五号により作成した会計参与の沿革を記載した書面及び登記事項証明書）

ニ　会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて別紙様式第一号により作成した変更届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ホ　別紙様式第六号により作成した会計参与が新資産流動化法第七十一条第二項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百三十三条第三項各号に該当しないことを誓約する書面

別紙様式第一号の表記載上の注意に次のように加える。

3．婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「変更後」欄に括弧書きで併せて記載することができる。